高額療養費の計算例
（70歳未満の人と70歳以上75歳未満の人が同一世帯の場合）

【計算例】

世帯主（72歳）
所得区分：一般
自己負担割合：1割
A病院（外来）医療費300,000円

妻（70歳）
所得区分：一般
自己負担割合：1割
B病院（入院）医療費500,000円

子（50歳）
所得区分：一般
自己負担割合：3割
C病院（入院）医療費200,000円

70歳以上75歳未満の人について、個人ごとに外来分の支給額を計算します。

外来の自己負担額
30,000円

外来の自己負担限度額
12,000円

外来の支給額
18,000円 ①

全ての70歳以上75歳未満の人について、外来分と入院分を合わせた支給額を計算します。

外来の最終的な自己負担額
12,000円

入院の窓口負担額
44,400円

医療費の1割である50,000円のうち、44,400円までの支払いで済みます。残りは国保が負担します。

70歳以上75歳未満の世帯単位の自己負担限度額
44,400円

外来＋入院の支給額
12,000円 ②

70歳未満の人を加えて、世帯全体の支給額を計算します。

70歳以上の最終的な自己負担額
44,400円

70歳未満の人の入院の自己負担額
60,000円

世帯全体の自己負担限度額
80,100円＋（300,000円＋500,000円＋200,000円－267,000円）×1%＝87,430円

世帯全体の支給額
16,970円 ③

この国保世帯全体の最終的な高額療養費
①＋②＋③＝18,000円＋12,000円＋16,970円＝46,970円　　があとから支給されます。